

大店立地法（大規模小売店舗立地法）とは

☆ 法の趣旨：「生活環境の保持」がポイント

大店立地法は、大規模小売店舗の立地によって生じる「周辺的生活環境への影響」について、大型店の設置者に配慮を求めるための手続きを定めた法律です。

第1条（目的）では、「大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域的生活環境保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与すること。」と規定されています。

◇ 大規模小売店舗とは ◇

大規模小売店舗とは、建物全体の小売店舗面積の合計が1000m²を超えるものを指します。通常、「大店」「大型店」などと呼ばれていますが、法律上の正式名称は「大規模小売店舗」です。店舗面積には、階段や倉庫、後方作業場などは含まれません。ただし、同じ階に複数のテナントが存在するときは、テナント間の通路（共用通路）は、原則として建物全体の店舗面積に含まれます。

また、同じ敷地内に2つ以上の建物がある場合、別棟であっても、一つの建物とみなすことがあります。

◇ 指針（大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針）とは ◇

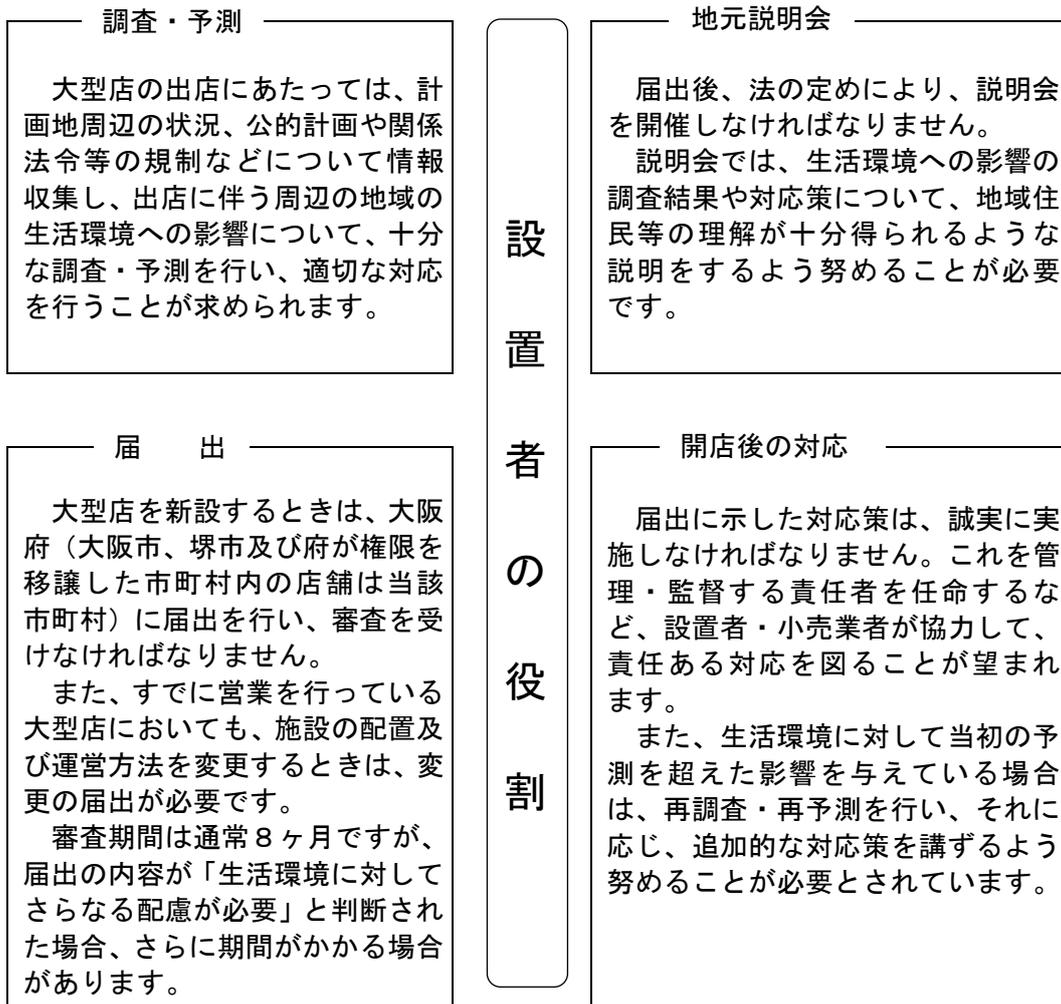
- 大店立地法においては、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき、設置者に対して次のような項目について配慮を求めています。

- ・ 駐車需要の充足など、交通に関すること
- ・ 歩行者の通行の利便の確保等
- ・ 廃棄物の減量化やリサイクル
- ・ 防災・防犯対策への協力
- ・ 騒音の発生に関すること
- ・ 廃棄物等の保管や運搬処理等
- ・ 街並みづくり等

- 周辺的生活環境への影響を調査・予測し、適切な対応策を示すとともに、地域の住民等への説明、対応策の継続的かつ着実な実行が必要です。

◇ 設置者とは ◇

大規模小売店舗（以下「大型店」といいます。）の設置者とは、その「建物の所有者」を指し、届出者となるほか、さまざまな役割を果たすことが求められます。



◇ 地元説明会 ◇

設置者は、周辺的生活環境についての調査や予測の結果、それらに基づく対応策などについて、届出した日から2ヶ月以内に地域住民へ適切な説明を行わなければなりません。

説明会は、届出の内容の周知を図ることを目的としています。設置者、開発担当者、主な小売業者などが出席し、わかりやすい資料をもとに、十分な説明を行うことが重要です。

◇ 出店するときの制限 ◇

大型店を出店するときは、大阪府（大阪市、堺市及び府が権限を移譲した市町村内の店舗は当該市町村）に届出をしなければなりません。法律上、届出をしてから、通常8ヶ月間は開店することができません。（届出の審査の結果、「生活環境に対しさらなる配慮が必要」と判断された場合は、届出の変更が必要になり、さらに開店日が遅れる場合があります。）

また、新規出店に限らず、すでに営業を行っている大型店においても、施設の配置に関する事項等を変更する（店舗面積を増やす、駐車場の位置を変えるなど、生活環境に影響をもたらす変更を行う）ときは、同様に8ヶ月間の実施制限を受けることになります。

◇ 出店できる地域の制限 ◇

都市計画法によって、商業施設の出店を制限する地区が定められていることがあります。この場合は、大型店を新たに設置することはできません。

◎ 「届出の内容を知りたい」、「意見書を出したい」という方へ・・・

○ 届出書の縦覧

大阪府へ提出された届出書は、大阪府咲洲庁舎及び店舗所在市町村の庁舎等においてご覧になることができます。

縦覧期間は届出を公告した日から4ヶ月間です。

縦覧場所・期間等については、大阪府公報及び大阪府のホームページに掲載しています。

○ 地元説明会

届出の内容の周知を図ることを目的とし、届出から2ヶ月以内に大型店の設置者が開催します。説明会の開催日時や場所等は、開催予定日の1週間前までに店舗敷地内の見やすい場所に掲示されるとともに、店舗敷地境界から原則として1kmの範囲の地域を対象として日刊新聞紙への折込チラシ又は掲載などにより周知されます。

なお、大阪府が大型店の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどなく説明会を開催する必要がないと認めるときには、店舗敷地内の見やすい場所に変更内容等を掲示することにより説明会に代える場合もあります。

○ 意見書の提出

大阪府へ提出された大型店の新設等の届出内容について、周辺の生活環境の保持の観点から意見をお持ちの方は、どなたでも、公告した日から4ヶ月以内に大阪府に意見書を提出することができます。(意見書の様式は大阪府のホームページに掲載しています。意見書の提出については、持参または郵送に限ります。FAX及び電子メールでの受付は行っていませんのでご注意ください。)

なお、意見書については、大阪府咲洲庁舎及び店舗所在市町村の庁舎等においてご覧になることができます。また、意見の概要については、大阪府公報及び大阪府のホームページに掲載します。

<ホームページのアドレス案内>

○ 大阪府のホームページ（大規模小売店舗立地法関連：府への届出状況等）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/daikibokouritenpo/>

○ 経済産業省のホームページ（大規模小売店舗立地法）

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/index.html>

※ページ中程をご覧ください。

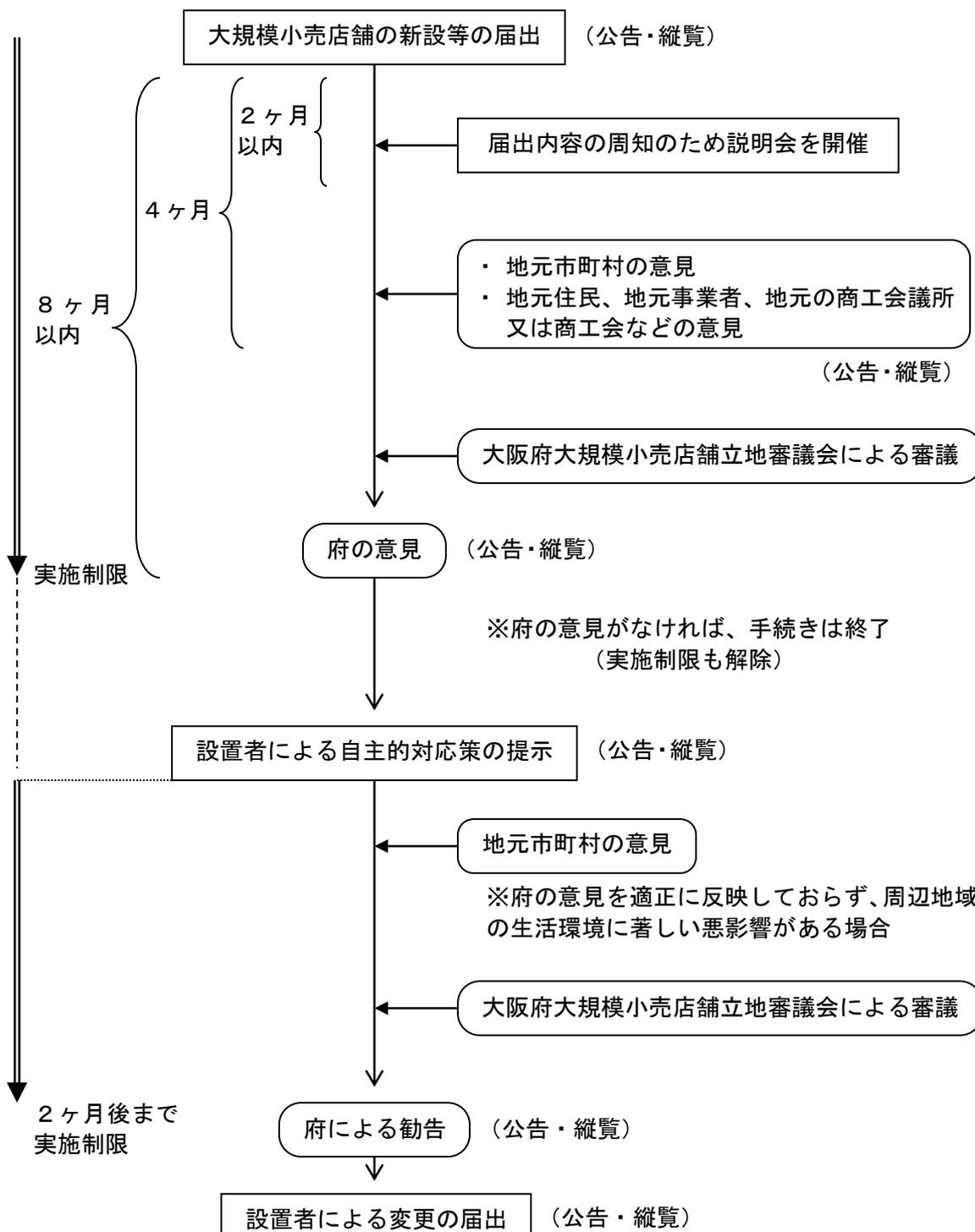
・ 大店立地法の届出状況について

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/todokede.html>

・ 大規模小売店舗立地法関係のこれまでの資料

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/e91112aj.html>

手続フロー図 <大店立地法の基本的な手続の流れ>



※正当な理由なく勧告に従わなかった場合は、その旨を公表

御質問などは

大阪府 商工労働部 中小企業支援室 商業振興課 商業振興グループ
06-6210-9497 (ダイヤルイン) 大阪府咲洲庁舎 25階

※大阪市内及び堺市内の店舗の届出は、それぞれの市役所へお問い合わせください。

- 大阪市 → 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課 06-6615-3784
- 堺市 → 堺市産業振興局商工労働部商業流通課 072-228-8814

なお、大阪府では、市町村への権限移譲を進めております。次頁に記載している [20](#) 市町村内の店舗の届出については、それぞれの市町村にお問い合わせください。

大阪市・堺市以外の市町村に立地する
大規模小売店舗に関する届出・お問い合わせ先について

☆ 大阪府では、「大阪発”地方分権改革”ビジョン」に基づき、大店立地法の各種届出の受理等の事務について、従来から権限を有する政令市（大阪市及び堺市）以外の市町村に対しても移譲を進めており、現在、下表のとおり [20](#) 市町に移譲しました。

つきましては、下表の地域にある店舗については、それぞれの市又は町に届出・お問い合わせください。（届出様式、提出部数などが大阪府と異なることがあります。）

店舗の所在地	届出・お問い合わせ先	電話番号
岸和田市	魅力創造部産業政策課	072-423-9485
豊中市	都市活力部産業振興課	06-6858-2199
池田市	市民活動部商工振興課	072-754-6241
貝塚市	総合政策部産業政策課	072-433-7193
枚方市	観光にぎわい部商工振興課	072-841-1325
茨木市	産業環境部商工労政課	072-620-1620
八尾市	魅力創造部産業政策課	072-924-9356
泉佐野市	生活産業部まちの活性課	072-469-3131
河内長野市	環境経済部産業観光課	0721-53-1111
松原市	市民生活部産業振興課	072-334-1550
和泉市	環境産業部産業振興室	0725-99-8123
箕面市	地域創造部箕面営業室	072-724-6727
門真市	市民文化部産業振興課	06-6902-5966
泉南市	市民生活環境部産業振興課	072-483-8191
大阪狭山市	市民生活部産業振興・魅力創出グループ	072-366-0011
阪南市	未来創生部まちの活力創造課	072-489-4508
豊能町	都市建設部農林商工課	072-739-3424
能勢町	産業建設部地域振興課	072-734-3976
熊取町	住民部産業振興課	072-452-6085
岬町	都市整備部産業観光促進課	072-492-2749
上記以外の市町村	大阪府 商工労働部中小企業支援室 商業振興課	06-6210-9497

(R5.4. 1時点)